

(4) 收入基準早見表

- 表1では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みできるかどうか判定できます。

- ① 給与所得者が1名
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、**源泉徴収票の支払金額**を申込家族数に応じて表1にあてはめてください。

[illegible]

支払金額欄に記載されている額を表1にあてはめてください。

ただし、就職して1年未満の場合及び休業・休職期間がある場合は、次の計算方法で年間総収入金額を算出して表1にあてはめてください。

$$\text{年間推定総収入金額} = \frac{\text{※総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ヵ月} + \text{賞与}$$

※ 総収入とは、給与の支給を受けた月の給与の合計額
(ただし、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除いた合計額)

表 1 収入基準の年収早見表

月 収 額	申込みができる年間総収入金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
158,000 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満	5,424,000 未満

- 表2では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ① 事業所得者又は前ページの所得の合算をした場合
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、**年間総所得金額**を申込家族数に応じて次ページの表2にあてはめてください。

表2 収入基準の年間所得早見表

月 収 額	申込みができる年間総所得金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下

(5) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表3 各種控除一覧表

（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

区分	控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	次のいずれかに当てはまる方 ① 夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方（婚姻をされずに母となった方で、現に婚姻をされていない方を含む。）で、扶養親族又は生計を一にしている総所得金額等（※）が38万円以下の子がいる方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額（※）が500万円以下の方	1人につき その人の所得から 27万円 （所得が27万円以下の方はその所得金額）
	寡夫控除	次の3つの要件の全てに当てはまる方 ① 合計所得金額（※）が500万円以下であること。 ② 妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方（婚姻をされずに父となった方で、現に婚姻をされていない方を含む。）であること。 ③ 生計を一にしている総所得金額等（※）が38万円以下の子がいること。	
その他の特別控除	障害者控除 （特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で次の手帳などを交付されている方 （身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳㊦A、精神障害者保健福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき） 40万円
	老人同一生計配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき 25万円

※ 「総所得金額等」、「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。